

**令和2年度第2回千葉市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会
議事録**

1 日時 令和2年10月16日（金）午前10時30分から11時36分まで

2 会場 千葉市中央コミュニティセンター 千鳥・海鷗

3 出席者

【委員】 大塚委員、齋藤（一）委員、住吉委員、
武井委員、竹川副会長、鳥越委員、松崎委員、
茂手木委員、森元委員、山口委員、山下会長
※15人中 11人の委員が出席

【事務局】 保健福祉局 松島次長
保護課 鳩川課長、東前課長補佐、金井主査
杉浦主任主事、佐々木主任主事
※傍聴人1人

4 議題

「第2期千葉市貧困対策アクションプラン」原案について

5 会議の概要

「第2期千葉市貧困対策アクションプラン（案）」について、事務局から資料1～3に基づき説明を行い、委員からは、事務局からの説明に対する意見をいただいた。

いただいた意見を踏まえ、山下会長と事務局で協議し、調整することで了承された。

なお、不在となっていた副会長については、議題の審議に先立って、山下会長の指名により、竹川委員（千葉市社会福祉協議会会長）が選出され、承認を得た。

6 会議経過

（1）開会

○事務局（東前課長補佐） お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから令和2年度第2回千葉市社会福祉審議会地域福祉専門分科会を開催いたします。

私は、本日の司会を務めさせていただきます保護課課長補佐の東前と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、配付資料の確認をさせていただきます。

次第下部にごございます配付資料を御覧いただきまして御確認お願い申し上げます。不足等がございましたら、事務局までお願いいたします。

なお、第2期千葉市貧困対策アクションプランの（案）につきましては、事前に送付させていただいたものから誤植等を若干修正しており、机上配付のものが正式なものとなっ

ております。

また、筆記用具も用意しておりますので、御利用でしたら併せてお申しつけください。

続きまして、会議の成立と公開について御報告させていただきます。

本会議の開催には、千葉市社会福祉審議会条例第6条第3項の規定により、委員の過半数の出席が必要となりますが、本日は委員総数15人のうち11人の御出席をいただいておりますので、会議が成立しております。

千葉市情報公開条例などの規定によりまして、本審議会の会議は、公開となり議事録は公表することとなっておりますので、あらかじめ御了承願います。

なお、傍聴人の皆様におかれましては、お配りした傍聴要領を遵守していただきますよう、お願いいたします。

(2) 新任委員あいさつ

○事務局（東前課長補佐）　　続きまして、新任委員を2名、御紹介させていただきます。

千葉市市議会議員（保健消防委員会委員長）、茂手木直忠様です。一言お願いいたします。

○茂手木委員　　よろしく申し上げます。茂手木です。

○事務局（東前課長補佐）　　ありがとうございます。

続きまして、千葉市社会福祉協議会会長、竹川幸夫様です。一言お願い申し上げます。

○竹川委員　　竹川です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（東前課長補佐）　　ありがとうございました。

(3) 千葉市保健福祉局次長あいさつ

○事務局（東前課長補佐）　　それでは開会にあたりまして、保健福祉局次長の松島より挨拶を申し上げます。

○松島次長　　皆様、おはようございます。

この8月に異動で保健福祉局の次長に着任いたしました松島と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、令和2年度の第2回地域福祉専門分科会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

さて、本日の議題は、第2期の千葉市貧困対策アクションプランの原案につきまして御審議いただくこととなります。

千葉市では、平成29年6月に生活保護に至る前段階における自立支援策の強化を図るために、全庁横断的に連携した庁内関係課等による包括的な支援を検討する組織として、地域共生社会推進事業部を立ち上げまして、平成30年3月に生活困窮者に寄り添った包

括的な支援を行うための具体的な行動計画であります、千葉市貧困対策アクションプランを作成いたしました。

このプランでは、それまでの待ちの支援から支援を届ける体制の構築を柱といたしまして、これまでに生活困窮者に対する包括的な相談窓口であります千葉市生活自立・仕事相談センターの増設ですとか、アウトリーチ支援員を新たに配置するなど、生活困窮者の皆様への支援体制を強化してまいりました。

一方で、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴いまして、生活困窮者からの相談が急増するなど、市民の皆様の生活の安定と自立に向けた支援をより一層進めていく必要があると考えております。

今回、御審議いただきます第2期の千葉市貧困対策アクションプランは、千葉市における貧困対策をより一層推進するために、これまでにウェブ調査による市民意識の把握ですとか相談現場の声なども踏まえまして原案策定を進めてまいりました。

委員の皆様方におかれましては、それぞれの御専門のお立場から忌憚のない御意見等を頂戴いたしますようお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが私の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしく願いいたします。

(4) 副会長の選出

○事務局（東前課長補佐）　　続きまして、次第の3、副会長の選出に入らせていただきます。

当分科会の副会長でした千葉市社会福祉協議会会長、田辺裕雄氏が退任され、現在、副会長が不在となっております。職務代理者である副会長につきましては千葉市社会福祉審議会条例第5条第4項により、会長の指名によることとなっております。つきましては山下会長より副会長の指名をお願いいたします。

なお、ここからは山下会長に議事進行をお願いいたします。

○山下会長　　それでは、議事進行を務めさせていただきます。お願い申し上げます。

まず、副会長ですが当分科会の趣旨を踏まえますと、やはり地域福祉の第一の担い手である千葉市社会福祉協議会の代表の方が適任であると思われましますので、竹川幸夫委員にお願いしたいと思っておりますが、竹川委員いかがでしょうか。

○竹川委員　　承知いたしました。

○山下会長　　どうぞよろしく願いいたします。

それでは、竹川委員に副会長をお願いしたいと存じます。竹川副会長はこちらの副会長席にお移りいただき、就任の御挨拶も併せてお願いいたします。

○竹川委員　　ただいま山下会長から御指名をいただきました、千葉市社会福祉協議会の竹川でございます。副会長を務めさせていただきます。

微力ではございますが、皆様の御協力をいただきながら会長を補佐し、当会の活動運営に努めてまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○山下会長　　どうもありがとうございました。

それでは、次第に従いまして議事に入らせていただきますが、このコロナウイルスの関係もあるので、皆様、適宜水分補給をされると、飲み込むことがいいらしいので、マスクだけだとよくないので、ぜひどうぞ飲んでください。事務局の方もよければお水とか出していただいてお飲みになったほうが感染対策にとってよろしいかと思えます。

(5)「第2期千葉市貧困対策アクションプラン」の原案について

○山下会長　　それでは次第に従いまして、次第の4、議題「第2期千葉市貧困対策アクションプラン」の原案についてに入らせていただきたいと存じます。

お手元の資料について、まず、事務局から説明をお願いします。

○事務局（鳩川課長）　　保護課の鳩川です。よろしく申し上げます。

このコロナ禍にあっての貧困対策のアクションプランということでございます。私どもできる限り努力したつもりでございますので、これから説明をさせていただいて、後ほど御意見いただければと思います。座って説明をさせていただきます。

まず、資料3「第2期千葉市貧困対策アクションプラン（案）」をご覧ください。

このプランは、法的に位置づけられているものではございません。千葉市独自に策定するものでございます。

それでは目次をご覧ください。こちらには第1章が千葉市貧困対策アクションプランの策定の趣旨等を記載しまして、第2章が現状と策定に向けた課題の整理として千葉市の現状や第1期千葉市貧困対策アクションプランの評価と今後の課題等を記載してございます。第3章が貧困対策を推進するための施策です。ここには具体的な取組内容をまとめてございます。特に重要となりますのが、今後の取組をまとめました第3章となりますので、ここを中心に説明をさせていただきます。

まず、1ページでございます。

策定の趣旨ですが、先ほど次長の挨拶でもありましたとおり、千葉市では、平成27年4月の生活困窮者自立支援法の施行に先立ち、生活保護に陥る前の支援策を強化するため、平成25年12月に複合的な課題を抱えた生活困窮者に対する包括的な相談窓口である「生活自立・仕事相談センター」を設置したところ。さらに、平成29年6月に全庁横断的に連携し、庁内関係各課等による包括的な支援を検討する組織である地域共生社会推進事業部を立ち上げました。その後、平成30年3月には、生活困窮者に寄り添った包括的な支援をより一層進めていくための具体的な行動計画である「千葉市貧困対策アクションプラン」を策定しました。この計画が来年の3月までとなります。そこで千葉市における貧困対策をより一層推進するために、第2期のプランを策定しようとするものです。

次に、このプランの対象者について説明をさせていただきます。1ページの下段に対象者が表記されておりますが、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情

により、現に経済的に困窮し、又は生活状況の変化等により経済的に困窮するおそれがあり、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方」いわゆる生活困窮者の方を基本とします。

しかしながら、この生活困窮者というのは非常に判断には難しい側面があるため、千葉市としては一歩進んだ考え方を持っております。それが2ページ目の上から6行目となります。生活困窮状態にある方だけでなく、例えば、現に経済的に困窮しているわけではないものの、社会的に孤立している状態にあり、失業、病気及び生活状況の変化など、何らかの生活に影響を与える出来事をきっかけに生活困窮状態に陥る危険性をはらんでいる状態にある方も対象といたします。

そこで、このプランでは絶対的貧困状態や相対的貧困状態にある方に限らず、所得と消費の均衡が取れていないなど、貧困に陥るリスクが高いと考えられる方、また社会で孤立している状態にある方、これも含めて貧困層が潜在している集団全体を対象として支援しようとするものです。

本プランの位置づけにつきましては2ページから3ページにかけて示しております。説明は省略いたします。

3ページの下ですが、計画期間を記載しており、令和3年度から令和5年度までの3年間となります。

次に、第2章、現状と策定に向けた課題の整理でございます。

これはかなりボリュームがございまして、4ページから45ページにわたってまとめております。ボリュームが多いので主な内容についてポイントを絞って説明をさせていただきます。

5ページをお願いいたします。

ここにはひとり暮らし高齢者数の推移というグラフがございまして、図の平成27年の状況ですと、ひとり暮らしの高齢者数が約4万4,000人。これが令和7年には5万7,000人と、高齢者全体に占めるひとり暮らし割合が、かなり高くなり、20%を超えます。この傾向は、以後も増加が見込まれるという状況がございまして。

次に、10ページをお願いします。

この10ページには、生活保護の状況を示してございます。右上に千葉市全体の状況がございまして、今年4月の生活保護を受けている世帯は1万7,017世帯、人員が2万889人となっております。保護率は21.3%、1,000人に21人が生活保護を受けております。

一番下に年度ごとに示したグラフがございまして、ここ数年は微増傾向を示しているという状況です。このコロナ禍における状況を少々申し上げますと、今のところ生活保護受給者が急増しているという状況にはありません。ただ、解雇とか収入の減少ということが、今、問題になってございますので、生活困窮世帯の増加が見込まれます。今後の生活保護の状況、予断を許さないと言えらると思います。

11ページ、上段をお願いします。

これは生活保護の世帯類型別の世帯数を示したものとなりますが、先ほどに連動しますけれども、高齢者の増加が目立つところです。

23ページをお願いいたします。

上段の新規相談受付件数の推移ですけれども、これは中央区、稲毛区、若葉区に設置しております生活自立・仕事相談センターの新規相談の受付件数の状況を示しております。この生活自立・仕事相談センターは、生活困窮者自立支援制度上の自立相談支援機関となります。件数を見てもみますと、令和元年度が、平成29年度と比較すると2倍と大幅な増加を示しています。今後も増加が見込まれるところでございます。

相談内容は、24ページとなります。

平成29年度と令和元年度を示してございますが、主な相談内容としては、経済的困窮、仕事の問題及び家族問題について相談が多い状況となっております。

以後、40ページまでは各相談機関等におけるヒアリングの状況を記載しております。説明は省略をさせていただきます。

41ページをお願いいたします。

これまでの取り組みから見える課題の整理ですけれども、予防的施策の充実から、45ページの住民の理解促進まで、8項目の課題を提示しております。この8項目の課題を解決するために取り組むべき施策を検討したところでございます。

これを具体化したのが46ページ以降に示しました第3章の貧困対策を推進するための施策となりますが、この内容につきましては、別紙により配付しておりますA3判の資料2で説明をさせていただきます。

左側に大きな項目として2項目、「包括的・早期的な支援に向けた取組み」と「地域づくりのための取組み」を掲げまして、次に主要施策、施策の展開、施策の展開にあたっての考え方と方向性、一番右側に具体的な事業、どんなことをやるのかというのを記載しまして、右の上はこの案の中のページを表示しておりますので、御興味があればそのページを見ながら説明を聞いていただければと思います。

それでは、具体的な取組ですけれども、主に考え方・方向性と取組内容について説明をさせていただきます。

包括的・早期的な支援の主要施策（1）の予防的施策の充実であります。

生活保護の開始理由としては世帯主の傷病が3番目に多いため、傷病状態に陥るリスクを低減する必要があるとございます。また、非正規労働やひきこもり、新型コロナウイルス感染症の影響により生活状況が不安定な状況にある方の存在が浮き彫りとなっているため、就労支援等の取組を推進する必要があります。また、生活困窮状態に陥るリスクの高い方に対してきめ細かな相談支援を行うことが必要です。

右側に、この取組の内容として生活習慣病などの早期治療開始に向けた支援ですとか、就職氷河期世代等への支援、また就労訓練等の就労開始に向けた支援などを実施してまいります。

次に主要施策（2）の早期発見に向けた支援の充実です。

生活困窮者に係る相談というのは大幅に増加している一方で、相対的貧困率を前提にしますと相談に至っていない方の存在というのがかなり認められるのではないかとということで、ここでは支援を届ける体制をより一層推進したいということでございます。また、対面型の相談もできない方も想定されるということで、SNSによる相談等、相談アクセスの向上を図る必要があるとございます。さらには早期発見の相談窓口のより一層の周知を図る必要があります。

これに対する取組ですが、アウトリーチ支援機能の強化を図ります。具体的には全区にアウトリーチ支援員を配置しまして支援を届ける体制を整備します。また、SNSによる相談方法の拡充ですとか、情報共有体制も推進します。

次に、主要施策（3）相談体制の充実であります。

生活困窮者の相談内容は経済的な問題から家族問題まで複雑多様であり、包括的な相談支援が必要であります。ここでのポイントとして、断らない相談支援体制を構築するためにも幅広く相談を受け止めて、自ら対応する、又は関係機関につなぐといった対応ができる体制を構築する必要があり、「身近な相談窓口の設置」が必要であります。

具体的な取組としては相談体制の充実として、現在市内に生活自立・仕事相談センターが4か所ございます。全区に設置するとともに、あんしんケアセンターの総合相談機能の充実を図ってまいります。

次に、（4）の相談機能の連携強化でございます。

生活困窮者の抱える課題は、先ほど言いましたように複雑多様です。一つの相談窓口では十分な支援を受けられません。また、支援を求める力が低下して相談に行くことが難しいことが想定されます。このため、相談窓口同士が相互に関わる体制を構築する必要があります。

取組としては、庁内各課、関係機関との関係づくりや支援会議等の活用による相互連携の下に支援をしていく必要がございます。支援を確実に届ける、あるいは届く体制を構築するということが重要と考えております。

次に、包括的・早期的な支援に向けた取組みの最後の項目でございますが、主要施策（5）の各種事業の充実です。

生活困窮者の中には住居についてかなり課題を抱えている方がおります。また、働きづらさを抱えている方の就労に向けた支援も充実する必要がございます。

取組としましては、市営住宅の一時使用や収入の減少に伴う居住支援に取り組みます。また、直ちに就労することができない方については、就労準備支援事業の活用、例えば社会福祉施設において介護の補助を行い就労に向けた準備を整えるなどの他、農業分野との連携、いわゆる農福連携に取り組んでまいります。

次に、地域づくりのための取組みの主要施策（1）の地域のネットワークづくりです。

生活に困りごとを抱えている方に地域で気づくためのネットワークづくりや地域で支える、また支え合うためのネットワークづくりを推進する必要がございます。

取組としましては、地域住民の変化に気づく意識の醸成としていますが、具体的には町内自治会ですとかNPO法人などへの生活困窮者支援に係る説明会を積極的に実施したいと考えております。

次に、主要施策（2）社会資源の把握と開発です。

生活困窮者支援を公的な支援のみで担うというのは非常に難しいことから、地域住民の相互の支え合いによる共助の取組みを始めとして、必要に応じて、インフォーマルな支援を創出し、これらを組み込んでいくなど、社会資源の把握と開発を行う必要があります。

取組としては、生活自立・仕事相談センターが関係者を集めて開催している支援調整会議の充実を図ります。これをもって地域の社会資源の把握に努めるとともに、社会福祉協議会において地域福祉の取組を進めるためのソーシャルワークスタッフ、CSWなどの活

動を通じて新たな社会資源を開発してまいります。

主要施策（３）の住民の理解促進ですが、生活困窮者支援には、地域による支え合い、見守りなどの支援が必要です。生活に困りごとを抱えている方に対する住民の理解促進が重要と考えておりますので、取組のほうですけれども、地域住民などへの生活困窮者自立支援制度の周知に取り組みます。

A 3判の説明は以上となりますけれども、もう1枚色刷りで、貧困対策推進のための施策のイメージ図というものがあると思います。これは、今、私が説明した内容をイメージ図として表したものです。

左側に大きく包括的・早期的な支援に向けた取組み、右側に地域づくりのための取組みとしております。中央に支援を必要とする方を置きまして、関わる関係機関などを示しております。

この中で重要となるのは、この支援を必要とする方の左側に、断らない相談支援、説明の中でも一言あったんですけれども、この断らない相談支援体制をいかに構築していくかということが、今後の大きな課題と考えております。

また、生活困窮者の抱える課題というのは非常に複雑であります。支援できる関係機関に確実につなげ、早期の解決が図られるようにすることが重要であります。

また、支援を届けるアウトリーチという表現がございます。電話とか来庁による窓口だけでなく相談者宅に直接おもむくなどするほか、各種手続の際に相談者に同行して手続きを支援するという事も実施してまいります。

また、裏面を見てもらいますと、ここには市内4か所に設置している生活自立・仕事相談センターを表記してございます。花見川区については、今年9月に設置したところです。この生活自立・仕事相談センターの認知度についてアンケートを行ったところ、名称と業務を知っている、あるいは名称は聞いたことがあるけど業務は知らないと、これを合わせても約24%しかなかったということでございますので、認知度を上げていくためにも、広報等、周知徹底していきたいと思っております。そのほか、緑区と美浜区への設置も目指してまいります。

説明は以上となります。今後の生活困窮者支援に向けて、この千葉市貧困対策アクションプランに基づいて実施してまいりたいと思っております。策定にあたり、委員の皆様方の御協力をお願いしまして、私からの説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○山下会長　ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局の説明について御意見、御質問がございましたら、挙手の上発言をお願いいたします。

○松崎委員　松崎です。丁寧な御説明ありがとうございました。

まず、第1点は、生活保護を現在受けている、受給している人という約2万人いらっしゃるわけですけれども、生活保護との関係は、この貧困対策アクションプランの中では特に取り上げてないんですけれども、その人たちの大体約半数近くが高齢者だと。そのほか疾病とか障害とか抱えていらっしゃると思うんですけれども、その中から保護からいわ

ゆる自立支援へという、そういう人たちがいらっしやると思うんですけども、その点は特にここに触れていなかったんですが、どのように考えておられるかちょっと伺いたいと思います。

○事務局（金井主査） 生活保護受給者については、確かに明確な記載はしていませんが、実際には生活保護の担当部署と、この今申し上げた生活自立・仕事相談センターがすぐ近くにありますので、そこが相互に連携をして支援をすることになります。例えば、生活保護から脱却したものの生活が不安定な状況にあるという場合であれば、すぐに生活自立・仕事相談センターと連携をして生活自立・仕事相談センターからアプローチをしながら支援をしていく形になりますので、それはこの今回のアクションプランの中でも継続してやっていくという形にはなります。

○事務局（鳩川課長） 補足させてもらいますと、生活保護を受けている方というのは必ずケースワーカーという担当者がおりますので、常に御本人の状況などつかんでおります。その中で自立できる方というか、仕事のできる方は就労支援を当然しておりますので、この生活自立・仕事相談センターとは、かなり密接に連携を取りながらやっているというのが現状でございます。

○松崎委員 ありがとうございます。

今回の第2期千葉市貧困対策アクションプランを読ませていただきまして、いわゆる生活保護階層からもう少し上の、いわゆる従来、昔でいうとボーダーライン階層といわれている、そういう人たちへの総合的なアプローチをして、できるだけ自立していけるようにということを総合的に捉えてアクションを考えておられるというところで、特にこういう問題を抱えておられる方、なかなか相談機関につながっていくというのが大変難しく、また、相談機関につながっても、ああいう相談ならいいやというふうにして、次のステップが踏めないでいる人たちがたくさんいるわけで、やっぱり丁寧な相談と、それから一旦受け止めた人については、必ずいろいろな機関と連携をしながら、誰が最終的にその人をフォローしながら支援していくのかというところがきちんとしていないといけないと思うんですが、それはいわゆる保護課ではなくて、この生活自立・仕事相談センターがこのケースを把握して、その人に寄り添いながらやっていくということなのではないでしょうか。よろしいでしょうか。

○事務局（鳩川課長） まず、その相談を受けて即解決ということは福祉の分野ではまず難しいと思います。本来はそこで解決できるのが一番よろしいんですけども、御本人、相談者にとって一番適切な支援機関というのがあるはずです。お一人に関しても複雑な問題を抱えておりますから、その支援機関が一つ、二つだけでなく複数あるときがありますので、その支援機関に、生活自立・仕事相談センターで相談を受けた方は、的確にその必要としている支援機関に結びつけていきたいというふうに考えております。

ここに断らない相談支援とか支援を届けるアウトリーチとか言葉では書いてございますけども、現実としてはかなり時間もかかって支援していかなければいけないことだと思っ

ています。

○松崎委員 ありがとうございます。

この今の報告の中にございましたあんしんケアセンター、各区、全部で32か所ぐらいありますけれども、そことの連携ということをやっぱりしっかりしていただけるということで、あんしんケアセンターを担当しております私としては、実際はやはり家庭に行ってみると、特に施設に入所しておられる在宅の方の家庭に行ってみると、本当に高齢者だけの問題じゃないということは皆様口をそろえておっしゃっていますので、やはりそこをいわゆる多問題家族なり複合的な問題を抱えている家族として、やはりそういう視点で見ていくということで、支援していくということで、やはりあんしんケアセンターとの連携というのをぜひやっていただきたいと思います。

また、あんしんケアセンターの職員もそういう視点で、これは高齢者の問題じゃないからということではなく、非常に地域の中の生活している家族という視点で捉えるようにしているというふうに思いますので、その辺の連携をしっかりしてやっていただきたいということと思います。

それからぜひ、断らない相談支援というのは本当に大変だと思います。そしてそのペースを何年かフォローしていかなきゃいけないんですけども、それをしっかりと生活自立・仕事相談センターがやっていくということで、そこが中核になってくるのかなというふうに思いますので、ここの力をしっかりとつけていただきたいなというふうに思います。

もう1点はアウトリーチ支援員というのは、この生活自立・仕事相談センターの中にいらっしゃるのでしょうか。

○事務局（鳩川課長） 一人、設置してございます。

○松崎委員 ありがとうございます。以上です。

○山下会長 ありがとうございます。

そのほか、ございますでしょうか。

なかなか、生活困窮状況の方の支援のプラン作成に関する会議なので、実態のこととか制度のこととか松崎先生のように熟知されていないとなかなか発言をしにくいかと思いますが、簡単な御質問でも構いませんので、何かございましたらいかがでしょうか。

○武井委員 武井ですが、今の松崎先生の話にもちょっと出ていたんですが、生活保護からの脱却というかその部分について、以前に障害者の福祉施設で、そこではほとんどの人が生活保護を受けているわけですけども、そういう方を生活保護から脱却するというのを目標にし、年間何名ぐらい脱却して自立できたよというのを目標に掲げながら、段階を4段階、5段階分けてステップアップをしながら自立させていくという、そういう福祉施設もあるという話を聞いたんですけども、そういうことを考えますと、ここ千葉市の中ではそういう施設がないのかなということが一つと、そういう福祉施設との連携を踏まえて、この生活保護からの自立化ということを入れるという視点がこの中には全然ないん

ですけれども、そういう考え方というのはないのでしょうか。

○事務局（鳩川課長） 今の御意見いただいたものに対して直接的な表現というのはないんですけれども、生活困窮者の方が窓口に来られて、すぐ仕事を一般就労につなげられるかという、かなり難しい点がございますので、就労準備というような、そういうものを用意してございます。

これは社会福祉施設、例えば、特別養護老人ホームなどで、先ほど触れたんですけど介護の補助とか、そういうことを少しやってもらってコミュニケーションとか社会になれてもらった上で、通常の一般就労のほうへ結びつけると、あるいは農業分野と連携して今後やっていきたいと思うんですけども、先ほど言った農福連携ですとか、そういったものもやっていきたいと思います。

施設の部分については調査して可能性等あれば、この中に盛り込めるものであれば検討したいと思います。

○鳥越委員 鳥越でございます。

一つ二つ、ちょっと教えてほしいことがあるんですけども、10ページに先ほど保護率ですとか、そういったところが出ておりましたけれども、生活保護者に限らずそれに陥りそうな方とか、生活レベル的には、もう当然生活保護をもらってもいいような方々がいるわけなんですけれども、そういった方々がどれぐらいいらっしゃるか、いわゆる捕捉率というんですか、千葉市のほうでは把握されているのでしょうか。それが1点。

それからもう一つ、対象者のところで、例えば夫婦間のDVですとか具体的にいうと、旦那さんから暴力を受けて子供を抱えた妻のほうで逃げると。どこかのシェルターか何かで保護されるにしても、旦那さんのところに戻すわけにもいかない、要は経済的には旦那さんに頼っていたので、いきなり貧困に陥ってしまうという。

いろんな経済的な問題プラス先ほどもこんなふうに触れていましたけれども、住居の問題というのがやっぱり非常に大きいところを占めると思うんですけども、そういった例えばDVの問題ですとか、そういった方も対象者として想定されているということによるのでしょうか。

○事務局（鳩川課長） 後段のほうのDVの関係にちょっと触れさせてもらいますと、私どもで緊急一時としてシェルターというのを5部屋持っています。逃げてきていますからなかなか一般の住宅には入れないわけです。当然、保健福祉センター、生活保護を担う社会保護課のほうにも相談に行くわけですけど、一旦、そのシェルターのほうで受け付けて、そこからいろいろ相談を受け付けて、例えば、民間のアパートに行く、あるいは市営住宅、公営住宅のほうへ移住など、当然、生活保護の適用となるケースが多いんですけども、そういった中で支援しているというのが現状でございます。

○事務局（金井主査） 1点目の捕捉率のほうですけれども、国のほうで相対的貧困率というものを示していて、これが15.6%という数字になっています。つまり7人に一人が困窮状態にあるという形になるんですけども、これを千葉市の場合に当てはめます

と、荒い計算にはなりますが生活保護を既に受けている方を除くと5万世帯程度が困窮、相対的に貧困状態にあるというような形になりますので、少なくともこういった方たちに対して支援をしていくという形になります。

また、5万世帯と言いましたけれども、先ほど冒頭で申し上げたとおり、現に困窮している方だけを支援するわけではございませんので、いわゆる8050問題と言われるような方の中で、現に困窮していなくても将来的に困窮するようなおそれがある方も含めて支援をしていくという形にはなります。

○山下会長　　ほか、ございますか。

○武井委員　　武井ですけれども、3番目の項目の中で、いろいろ具体的な施策とその方向性というのでも示されているんですけれども、その中で数値化をもうちょっとしてもらえばいいのにとというのがかなり目につくんですけれども、これ以上はやっぱり難しいんでしょうか。

○山下会長　　もしよろしければ、この辺数値化できないのと注文をできたらどうぞ。

○武井委員　　例えば、1の(2)のNO2なんですけど、58ページですが。58ページのNO2のところの、あんしんケアセンターを増設するんだったら、いくら増設するかぐらい書いてもいいのにと、そういう意味の数値化、それと同じようなのが72ページのNO2のところのNO2のところももう少し書いてもらえればというのがありますし、73ページのNO5もそういう感じを持ちますし、75ページのNO1、NO2とか、その辺りは数値化できるんじゃないでしょうか。

○事務局（鳩川課長）　　ありがとうございます。おっしゃるとおり目標というのはなるべく数値化したほうが非常に説得力もあるし、分かりやすいと思います。

ここでは即答できませんけれども、各所管に確認した上で数値化できるものは前向きに考えていきたいと思っています。御意見ありがとうございます。

○山下会長　　もしよろしければ、地域共生社会推進事業部で議題にさせていただいて、庁内の中で話し合っていくということが本当はいいんですけどね。予算の取り合いになっちゃうので難しいかなと思いますが、ある程度の箇所数を想定するという御意見は90万人人口にしてはちょっと体制が厳しいかなという気もしないではないので、どうぞ御検討をお願いいたします。

○事務局（鳩川課長）　　一つ言えるのは、ここに書き込むのはいいんですけれども、どうしても事業化となると予算の関係がございまして、ここに書き込んで、そのまま実現するかというあたりも総合的に判断した上での表記になるかとは思っています。

○山下会長　　おっしゃるとおりかと思っています。ただこれ、法律に基づいたプランではな

いので、ここに書いた数値は達成するのかどうかという、その行政の判断もまた委員からの御意見なので、まず受け止めてから御回答していただくほうがいいかと思います。

ほか、何か御質問ございますか。引き続きどうぞ。

○武井委員　細かいことなんですけれども、読み込んでみたら誤字的なものとか、あるいは文章が主語と述語が合っていないところとかいろいろあるんですけれども、これとは後で事務局のほうにでもお話すればいいですかね。

例えば、25ページの表の数値が一部違っています。就業開始等というところがトータルが297で、中央のところでは121、稲毛で115、若葉で93だったら、これどうやったって329です。こういう感じのものが結構あるんですよ。

○山下会長　そこはあとの調整がいいかと思います。

○事務局（嶋川課長）　最終の策定にあたっては、再度確認した上で完成させてまいりたいと思います。そういう御指摘をどんどん私どもに言っていただいて、直させていただきます。

○山下会長　ほか、ございますか。

あえて私から1点だけあるんですが、ちょっと皆様にも相談したいことです。

資料2のA3の横の社会資源の把握と開発そして住民の理解促進に関するところで、資料3ですと45ページにその記述が図られています。

私が引っかけたのが、まず、社会資源の把握と開発で「生活困窮者への支援に必要な支援を公的支援のみで担うことは困難であり」という、この「公的支援のみで担うことが困難」という記述についてなんですけど、地域福祉における市民参加とか市民協力というのは、公的支援が足りないから住民がそれを担うという補完的な関係ではなくて、市民活動の主体性というものがあって、それと行政の責任というか、行政の活動の充実がその福祉においては図られるという観点からすると、例えば、この生活困窮者へのというものの頭に、「地域共生社会の観点から」を例えば入れて、生活困窮者への支援についても公的支援とともにというふうにすることによって、公的支援のみで行うことが困難という言葉の一部変更する。

その2行目にある、「必要に応じて」という、この必要というものが社会的に見た必要というよりは個人の需要というか、こういうふうな支援があったらいいなとか、こういうふうな支援をしてほしいという本人の需要に近いものもあるので、「生活困窮者支援に必要な」ぐらいにして、「生活困窮者支援に必要なインフォーマル支援を創出し、これらを組み込んでいく」というのが行政の仕組みに組み込んでいくみたいになってしまうので、行政の役割は非営利組織等が、また社会福祉協議会もそうですけれども、そうした生活困窮者支援について住民の立場に立った人がインフォーマルな支援を創出するので、どういうふうに変えるかというのと、インフォーマルな支援が図られる基盤を整備する、つまり行政の役割はそうしたインフォーマルな支援が図れる基盤をつくる、つまり生活自立・仕事相談センターやボランティアセンターや市民参画のセクターに予算配分というか、活動基盤が

整えられるようなものを支えるのが行政の役割だというふうにするほうが、行政が社会資源をつくるとは書いていないので、市民がつくる社会資源づくりに行政がどう関与するかという基盤を整備する。これ社会福祉法の改正で書かれている内容なので、さほど庁内連携で齟齬しないと思うので、もしかしたらそれでいいかもしれない。

二つ目が、住民の理解促進のところですが、ここも「相談機関の支援のみでは十分ではない」と書いてあって、確かに十分ではないんですけども、重要なのは相談機関の支援とともに身近な地域で暮らす住民の発見、気づきが重要であるというような、住民の他者への、地域で暮らしている人へのまなざしがそうした相談機関につながることを結びつけるのが重要というのが地域共生社会の考え方だ。それによって特別養護老人ホームとか社会福祉施設につながる方もいれば、生活保護、行政等の相談に入る方もいるので、そうした行政と市民との役割、関係性について庁内の中で再認識いただくという意味で、少し書き換えるのもありかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○事務局（嶋川課長） 御意見ありがとうございます。早速、持ち帰りまして、全体的な部分があるのでかなり言葉を吟味しながら書き込んでいきたいと考えております。

○山下会長 ありがとうございます。

ほか、ございますでしょうか。

そろそろ議題は収束に近づいていますが、何か一言ずつお話をされますか。よろしいでしょうか。このまま進めてまいります。

では、今後のことについては武井委員からも御指摘ございましたが、会長の私のほうで事務局と協議して対応するという進め方でこのプランをつくってまいってよろしいでしょうか。事務局のほうもそれでよろしいでしょうか。どうもありがとうございます。

それでは議題、「第2期千葉市貧困対策アクションプラン」原案について、以上となります。

事務局から何かございますか。

○事務局（嶋川課長） いろいろと御意見いただきありがとうございました。国が要求している計画ではございません。独自の取り組みとしていろいろ不備なところもあったかもしれませんが、今後、御意見を踏まえて作り込んでまいりたいと思います。12月にパブリックコメント手続を実施した後、来年3月の分科会で最終案を整えさせていただきます。引き続きよろしく願いいたします。

○山下会長 このアクションプラン、内容的には地域共生社会推進事業部ですとか、あんしんケアセンターの分科会と、かなり貧困問題、家族問題と含まれているので、その状況についてもそれぞれで御配慮いただきたいと思います。と思っています。

さて、続きまして、次第の5、その他に移ります。

事務局から何かございますか。

○事務局（嶋川課長） この分科会の今後の予定について御説明をいたします。

お手元に資料4というのがあると思うんですけども、千葉市社会福祉審議会地域福祉専門分科会開催予定を見ていただきたいんですが、11月13日に開催を予定しております。第3回の会議ではコロナ禍における地域福祉活動についてと、千葉市ホームレスの自立の支援等に関する第3次実施計画の原案につきまして御審議いただきたいと考えております。

また、令和3年3月頃に開催を予定しております第4回の会議では、第5期の千葉市地域福祉計画の新たな策定方針・骨子（案）について、それから、今日、御審議いただいた第2期千葉市貧困対策アクションプラン、それに加えて千葉市ホームレスの自立の支援等に関する第3次実施計画の最終案について、来年3月に御審議いただきたいと思っております。

今後の予定については以上となります。

○山下会長 ありがとうございます。

今日の会議では、この資料1、2は特にこの資料1の部分の、課長もおっしゃっていますが、断らない相談支援というものをこのプランに組み込んで、それぞれの生活自立・仕事相談センターが進めていくということが重要なトピックになるかと思っております。この生活自立・仕事相談センターもそうですし、場合によってはあんしんケアセンターもこの断らない相談というものが具体的にどういうものなのか、事例集をつくったりいろいろ地区の方とも相談したりして、結局、こちら側は断らないけれども、実は向こう側が断ってきたりとか、あるいは断る断らないの手前で相談しなきゃいけないこととか、つなぐということの意味とか、様々、実は課題が残されたキーワードで、これから全国各自治体が苦悩することになります。そうすると相談している方々が疲れてしまうので、バックアップ体制をかなりつくらないといけないので、千葉市の保護課等を含めた行政のバックアップだとか、相談援助職のバックアップも含めたことをぜひお願いしたいと思っております。

ないようでしたら、ここで事務局にお返ししたいと思うんですが、何かございますか。では、事務局にお返しします。

○事務局（東前課長補佐） 山下会長ありがとうございます。

最後に事務局から2点ほど御連絡申し上げます。

1点目ですけれども、本日の委員報酬についてですが、年内には御指定の口座にお振込みさせていただく予定となっております。千葉市への登録口座を変更される場合は、事務局まで御連絡いただけるようお願いいたします。

2点目は会議録の取扱いについてになります。本日の議事録につきましては、事務局のほうで作成させていただきまして、一旦、委員の皆様へ確認のため送付させていただきま。その後、会長に議事録へ署名をいただき、正式な議事録となりましてインターネットでの公開となります。

事務局からの連絡は以上となります。

以上をもちまして閉会とさせていただきます。御審議ありがとうございました。